

健全化判断比率等

健全化判断比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

資金不足比率

【一般会計等に属する特別会計】

病院事業債管理会計

【一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計】

国民健康保険会計・介護保険会計・後期高齢者医療会計

健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査する健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率については、次のとおりである。

1 健全化判断比率

（1）実質赤字比率

（単位：%）

区分	5年度	4年度	3年度
実質赤字比率	—	—	—
早期健全化基準	11.88	11.90	11.87
財政再生基準		20.00	

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示すものである。

5年度においては、実質赤字が生じなかったことにより、実質赤字比率は該当しない。

（2）連結実質赤字比率

（単位：%）

区分	5年度	4年度	3年度
連結実質赤字比率	—	—	—
早期健全化基準	16.88	16.90	16.87
財政再生基準		30.00	

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を示すものである。

5年度においては、連結実質赤字が生じなかったことにより、連結実質赤字比率は該当しない。

(3) 実質公債費比率

(単位 : %)

区分	5年度	4年度	3年度
実質公債費比率	6.3	6.6	6.7
早期健全化基準		25.0	
財政再生基準		35.0	

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金や、公営企業債の償還の財源に充てたものなどの準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年の平均値を示すものである。

5年度の実質公債費比率は6.3%となっており、前年度に比べ0.3ポイント向上し、早期健全化基準の25.0%及び財政再生基準の35.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

(単位 : %)

区分	5年度	4年度	3年度
将来負担比率	12.5	12.1	18.9
早期健全化基準		350.0	

将来負担比率は、一般会計等の地方債、債務負担行為に基づく支出予定期額、公営企業会計への繰出予定期額及び退職手当支給予定期額などの一般会計等において将来負担が見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示すものである。

5年度の将来負担比率は12.5%となっており、前年度に比べ0.4ポイント悪化しているが、早期健全化基準の350.0%は下回っている。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものであり、資金不足額を営業収益と比較して指標化したものである。

(1) 水道事業会計

(単位：%)

区分	5年度	4年度	3年度
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準		20.0	

5年度の水道事業会計においては、資金不足額が生じておらず、資金不足比率は該当しない。

(2) 公共下水道事業会計

(単位：%)

区分	5年度	4年度	3年度
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準		20.0	

5年度の公共下水道事業会計においては、資金不足額が生じておらず、資金不足比率は該当しない。

むすび

以上が健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率の審査の概要である。

令和 5 年度の実質赤字比率は、一般会計等において黒字となり該当しない。また、連結実質赤字比率も黒字であり該当しない。

実質公債費比率は 6.3% で、前年度の 6.6% より 0.3 ポイント向上し、将来負担比率は 12.5% で、前年度の 12.1% より 0.4 ポイント悪化している。いずれの指標においても法令の定める早期健全化基準を下回っている。

資金不足比率は、いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、前年同様該当しない。

令和 5 年度においても、健全化判断比率及び資金不足比率は、平成 22 年度から引き続き「該当しない」あるいは早期健全化基準を下回る比率となっている。

しかしながら、健全化判断比率や資金不足比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため定められたものであり、早期健全化基準を下回っていれば財政は健全であると断定的にいえるものではない。

本市財政の健全性をより一層進めるため、今後においても一般会計の収支のみならず、各特別会計の収支及び公営企業会計の資金の状況などに配意し、財政基盤の強化に努められることを望むものである。